

伊万里市立南波多郷学館 学校施設使用要項(概要)

本校の学校施設の使用については、伊万里市立学校施設使用条例および関係規則に基づき、次のとおり取り扱います。

1 使用できる施設

使用できる施設は、運動場・体育館・旧中学校グラウンドです。

2 開放日および開放時間

学校教育活動および施設管理に支障のない範囲で、次のとおり使用できます。

平日	原則として 校内部活動規定に定める下校完了時刻以降、かつ午後 4 時 30 分以降
土曜日・日曜日・祝日	午前 7 時以降

・使用終了時刻：午後 10 時まで

・1 回あたりの使用時間：(昼間) 7 時間以内、(夜間) 5 時間以内

※ 年末年始（12月 29 日～31 日、1 月 1 日～3 日）は使用できません。

3 使用許可の申請

施設を使用する場合は、学校施設使用許可（減免）申請書に必要事項を記入し、学校へ提出してください。

申請期限	使用予定日の 3 日前まで
申請可能期間	申請日から 1 か月後の前日まで

※ 申請可能期間は、令和 8 年度中に改定予定です。

4 使用料

施設の使用に当たっては、市の条例で定められた使用料を教育委員会へ納付します。なお、使用料は学校において申請時に受理します。

5 使用料の減免

市の規則に定める減免対象に該当する場合は、規定に基づき使用料が減額または免除されます。